

ヴィネット方式の特徴と調査の概要*

——適正な年金給付額の研究——

織田 輝 哉

I はじめに

わが国は21世紀に向けて急速な高齢化を経験しようとしている。すなわち、65歳以上の老年人口比率は1990年現在の12.1%から2025年の25.4%へときわめて高い水準まで、しかもごく短期間のうちに上昇すると予測されているのである¹⁾。このような高齢化社会において、高齢者の所得保障は最も重要な政策的課題のひとつに数えられる。一方では、退職後の高齢者の生活は核家族化等の要因によってますます公的年金に依存すると考えられるから、退職後も生活水準を維持するに足る十分な年金が望まれる。他方、老年人口比率の上昇は、それを支える勤労世代の負担増を意味している。年金に関しても、現行の修正積立方式では、現在の保険料が現在の給付のかかなりの部分を担っていることになり、老年人口比率の上昇は保険料率の上昇に反映される。以上のような状況を考えれば、十分な年金給付水準を達成しつつ、負担をできるだけ軽く、また被保険者が納得できるものとする必要がある。社会保障研究所の平成2～3年度のプロジェクト「ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計」はこのような問題意識から、国民がどのような年金給付額を適正と考えているのかを知ることを目指すものである。

II 既存の年金に関する意識調査

ところで、これまでも年金に関する意識調査はさまざまなものが実施されてきた。これは、『世論調査年報』等によって過去にさかのぼって調べることが可能である。そこでまず、それらの既存の調査例を概観して、特に適正な年金額についての調査がこれまでどのように行われてきたのかを検討し、問題点を指摘しておこう。

年金に関する世論調査の質問項目は、①事実確認の質問（「あなたはどの年金に入っていますか」など）、②知識の確認をする質問（「遺族年金の存在を知っています

か」など）、③制度全般についての意見を聞く質問（負担と給付、保険料負担、世代間移転の問題など）、④年金の給付水準に関する質問（「老後の生活のために年金額はどれくらい必要ですか」など）、の4つに分けることができる。ここで取り上げる④の年金の給付水準についての質問項目はさらに、

- a. 今の年金額で満足しているか
- b. 年金にどれだけたよるか、生活費の何割か
- c. 妥当な年金額はどれくらいか

という3つに分けることができる。このcが、本研究で取り上げようとしているテーマ、すなわち適正な年金給付水準と関連しているのである。ここでの質問文はさまざまであるが、大きく分けると、直接望ましい額を聞く場合と、ある額を提示してそれが妥当であるかどうかを聞く場合がある。これは表1に例示した。

これらをみると、まず、条件を明確にせずどれくらいが妥当かという形で質問している場合に、回答が散らばる傾向がみられる。これは回答者がそれぞれ異なった高齢者世帯を（特に、自分自身に近いケースを）想定して回答するためと思われる。また、条件を設定した場合にも、その条件に当てはまるケースにのみ妥当な年金額を知ることができるにとどまり、その判断に影響を与えている要因は何か、条件が変わった場合望ましい年金給付額はどのように変化するか、といった分析はできないという問題がある。制度全体として妥当な年金給付のあり方を考えるために、さまざまな異なった条件におかれた高齢者にどのような基準によってどの程度の年金給付を行うべきか、を明らかにすることを目的とした場合、条件を明確化しなかったり、特定の条件に限って質問をするのでは、その目的を達成することはできない。よって、一方では条件を明確化しつつ、他方で要因をさまざまに変化させて質問をすることができるよう調査方法を用いることが必要なデータを集めるための必要条件となる。

表 1 年金給付額に関する質問例

① 直接給付額をたずねる場合

◇ 「高齢化社会・時事問題」全国世論調査
毎日新聞社 昭和53年4月 全国・有権者

問 23. 老人夫婦が独立して暮らす場合、現在の物価水準で生活費（住居費を含む）は最小限度、月額いくらくらいかかると思いますか。

5～9万円	7%
10～14万円	48
15～19万円	26
20～24万円	8
25～29万円	1
30万円以上	1
わからない	7
その他・無回答	2
計	100

◇ 読売全国世論調査
読売新聞社 昭和57年2月 全国・有権者

問 10. ではあなたは、公的年金として1ヵ月に最低いくらくらいあればよいと思いますか。

5万円未満	4.2%
5万円以上	13.0
10万円以上	28.3
12万円以上	10.5
14万円以上	10.7
16万円以上	10.8
18万円以上	3.7
20万円以上	8.4
25万円以上	2.1
答えない	8.3
計	100.0

◇ 読売全国世論調査
読売新聞社 昭和62年8月 全国・有権者

問 12. あなたは、公的年金として、1ヵ月に最低いくらくらいあればよいと思いますか。

5万円未満	2.0%
5万円以上	9.3
10万円以上	24.8
12万円以上	6.3
14万円以上	11.8
16万円以上	12.0
18万円以上	6.3
20万円以上	17.2
25万円以上	5.7
答えない	4.7

◇ 「21世紀の年金」に関する有識者調査
厚生省年金局 昭和57年11月～昭和58年1月 有識者

問 14. 将来、年金制度に40年程度加入するのが一般的になった時代における、平均的なサラリーマン世帯（妻は国民年金に任意加入していない場合）に対する厚生年金

保険の老齢年金の水準として、現役被保険者とのバランスからみて、あなたはどの程度が適当とお考えですか。次のなかからあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。

標準的な老齢年金月額の男子勤労者平均賃金月額（昭和56年度末現在 23万1,680円）に対する比率（昭和57年度価格による年金月額）

80%程度（18万円程度）	4.0%
75%程度（17万円程度）	4.6
70%程度（16万円程度）	18.7
65%程度（15万円程度）	20.6
60%程度（14万円程度）	40.0
55%程度（13万円程度）	2.7
50%程度（12万円程度）	6.8
その他	2.7

問 17. 将来、年金制度に40年程度加入することが一般的になった時代における、自営業、農業を営んでいる夫婦で受給する場合の老齢年金の水準として、あなたはどの程度が適当とお考えですか。次のなかからあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。（金額はすべて昭和57年度価格）

1. 月額14万円程度	21.7%
2. 月額12万円程度	24.4
3. 月額10万円程度	42.5
4. 月額8万円程度	6.2
5. その他	5.3

② ある額を示してそれが妥当かどうかを聞く場合

◇ 読売全国世論調査
読売新聞社 昭和54年4月 全国・有権者

問 27. 厚生年金では、標準月収（18万6,000円）の男子で年金支給額は10万円（国民年金では夫婦同水準）になります。あなたは、この額で暮らしに間に合うと思いますか。あるいは、不足すると思いますか。

(ア) 十分間に合う	2.4%
(イ) まあ間に合う	22.5
(ウ) やや不足する	40.9
(エ) 全く不足する	24.4
答えない	9.7
計	100.0

SQ. ((ウ)(エ)のものに)では、あなたは、月額でせめてどのくらい増やしてほしいと思いますか。

1万円	0.9%
2万円	6.5
3万円	22.6
4万円	8.4
5万円以上	54.1
答えない	7.6
計	100.0

◇ 年金問題・高齢化問題に関する世論調査
内閣総理大臣官房広報室 昭和55年10月 全国・20歳以上

問 13. 仮の話ですが、「子どもが独立し、持ち家があり、夫婦

2人の生活で、年金がひと月13万円ある」とします。
これで、あなたは、どのくらいの生活ができると思いますか。このなかではどうでしょうか。

生活できない	13.4%
最低の生活はできる	45.8
まあまあ生活はできる	34.8
かなり良い生活ができる	2.4
その他	—
わからない	3.7
計	100.0

◇ 「21世紀の年金」に関する有識者調査

厚生省年金局 昭和57年11月～昭和58年1月 有識者

問 13. 現在支給されている厚生年金保険の老齢年金の平均年金月額（昭和56年度末現在 10万8,331円）の水準について、あなたは、どのようにお考えですか。次のなかからあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。

やや高い	14.4%
適当である	42.0
やや低い	39.1
その他	4.4

III 社会的公正とヴィネット方式

さまざまな特性をもつ人々の年金給付額をどのように決定するか、という問題は社会的公正という、より大きな問題と関連づけることができる。社会的公正の問題に関しては、大きく分けて2つのアプローチを考えることができよう。ひとつはある公正基準を設定し、そこから社会的公正を考えていく「規範的」アプローチであり、もうひとつは社会の成員がどのような状態を公正ととらえているか、ということの問題とする「記述的」アプローチである。規範的アプローチに含まれる公正の基準としては、たとえば、最も恵まれない人の水準を引き上げるような改善でなければ望ましいものとしないうルールズの格差原理、人々が生活していくうえで最低限でなければならない機能を平等化するというセンの潜在的能力の平等、その他、機会の平等・結果の平等・ナショナルミニマム、などが挙げられる²⁾。規範的アプローチにおいては、このような原理・基準自体が議論の対象であり、現実の社会状態は、これらの原理・基準からの評価づけの対象という位置づけがなされるのである。

これに対し、記述的アプローチは人々がどのような社会状態になることを公正と考えるか、ということを経験することから始まる。そして、そこからさらに進んでそのデータの背景にある構造を導き出すことを試みるものである。

このような記述的アプローチの1つに、所得に関する分配的正義 (distributive justice) の調査がある。ここで用いられた調査方法は、「ヴィネット方式」と呼ばれるものである。「ヴィネット (vignette)」とは、本来はまわりをばかした肖像写真のことをいうが、ヴィネット調査におけるヴィネットは、ここから転じて、ある架空の個人もしくは世帯について、さまざまな情報が記述してあるカードのことを意味している。ヴィネット調査とは、さまざまなパターンのヴィネットをあらかじめ作成しておいて、これを調査対象者に提示し、それが「社会的公正にかなっているか」等について回答を求める、という調査方法である。

ヴィネット方式の調査のメリットは、ヴィネットのパターンを自由に設定し作成することができるという点にある。それは次のことを意味する。まず、ヴィネットは架空のケースであるため、自分自身の状況について評価する、というような方法と比べれば、客観的な回答が得られることが期待できる。つまり、自分とは直接の利害のない架空のケースについて、社会一般の基準から判断するという点であり、調査対象者の状況によるバイアスをある程度除去することができる。さらに、ヴィネットが自由に作成できるということは、研究者が重要と考える複数の説明変数について、調査目的に応じてコントロールしつつ（たとえば、説明変数間で相関が0になるように）ヴィネットに記述することで、その効果を分析することができることを意味する。

さて、ヴィネットを用いて実際の調査を行ったものとしては Jasso と Rossi の研究 (Jasso & Rossi 1977) があり、ヴィネット方式の調査としては、これが知りうる範囲では最初のものである。この概要は以下の通りである。彼らは、アメリカのボルティモア市において、200人の白人男女を対象に所得分配に関する調査を行った。方法は、架空の個人もしくはカップルについて性別・婚姻・子どもの数・教育・職業および所得の記されたヴィネットを用意し、これを調査対象者にみせ、ヴィネットに記された所得が、その他の要因を考慮して、公正 (fare) かどうかということを、-4 (少なすぎる) から +4 (多すぎる) までの9段階 (公正な場合は0となる) で回答してもらうという形をとった。この場合、ヴィネットは60枚を1セットとして、それぞれ異なる10セットを用意し、これを各対象者にランダムに割り振った。よって、1人の対象者は60枚のヴィネットについて判定を行うことになる。

このデータをもとに、彼らは、次のようにして「所得

表 2 個人特性を変化させたときの個人および夫婦の公正な所得の推定値

教育(年)	職業威信	独身男性	独身女性	夫婦男性	夫婦女性	夫婦 2 人
7	10	\$ 8473.70	\$ 7125.00	\$ 9217.00	\$ 8397.50	\$13187.50
8	10	8710.50	7315.80	9379.40	8554.60	13562.50
8	20	9250.00	7835.50	10151.90	9300.80	15281.30
8	30	9815.80	8375.00	10950.80	10070.80	16937.50
10	20	9697.40	8250.00	10491.00	9627.90	16093.80
10	30	10276.30	8802.60	11302.10	10408.70	17906.30
10	40	10868.40	9355.30	12144.00	11216.90	19781.30
12	30	10743.40	9236.80	11659.10	10751.70	18875.00
12	40	11355.30	9802.60	12515.20	11572.40	20687.50
12	50	11986.80	10388.20	13407.80	12425.00	22687.50
12	60	12644.70	10986.80	14341.80	13313.60	24812.50
14	40	11855.30	10263.20	12893.20	11933.80	21750.00
14	50	12506.60	10861.80	13802.80	12801.30	23812.50
14	60	13184.20	11473.70	14756.40	13706.70	25843.80
14	70	13901.30	12111.80	15761.10	14655.50	28125.00
16	50	13039.50	11342.10	14205.80	13184.50	24812.50
16	60	13736.80	11973.70	15180.40	14107.80	27031.30
16	70	14480.30	12631.60	16209.70	15077.20	29281.30
16	80	15250.00	13328.90	17304.10	16100.30	31812.50
16	90	16059.20	14039.50	18447.80	17187.40	34593.80

(出典) Jasso & Rossi 1977: 650.

の公正な分配」を推計した。まず、「公正の判定」を被説明変数とし、ヴィネットに記された情報を説明変数とする重回帰分析を行う。その結果、①公正の判定に対してマイナスの影響を及ぼすのは教育年数・職業威信・子どもの数・男性・既婚である、つまり、これらが増加すると、所得を一定とすれば、少ないという判定がなされる、②プラスの影響を及ぼすのは所得のみ、すなわち、他の条件が同じで所得が増えれば、多いという判定が下される、③これらの変数はすべて統計的に有意に効いている、という結果が得られた。これらの結論は、社会の平均的な人の判断という意味で「常識的」な結果とみることができる。すなわち、人々は、教育が高く、職業威信も高く、子どもの数が多く、男性で、既婚の人が、より多くの所得をもらって当然だと考えているということである。

さらに彼らはこの結果から属性のさまざまな組み合わせに対する公正な年金給付額の推計を行った。これは、公正の判定が0になると推定される、各属性と所得との組み合わせを推計するということである。そのためには、重回帰方程式で左辺の「公正の判定」を0としたうえで、所得について解けばいいことになる。その結果は、表2の通りだが、この所得分配の状態は、現実の所得分配よりもかなり平等主義的である。

以上、Jasso と Rossi の調査をみてきたが、これ以外

にもヴィネット方式を用いた所得分配に関する調査として、Shepelak & Alwin (1986), Hermkens (1986) 等があり、また所得分配以外にも犯罪に対する処罰 (Hamilton & Rytina 1980), 子どもの養育についての判定 (Schaeffer 1990) などについてヴィネットを用いた調査がある。これらはいずれも、調査対象者がさまざまな特性をもつヴィネットに対して、どのような反応を示すかを分析している。つまり、設定される問題が、いくつかの条件が変わったときに妥当性をどう判断するのか、という構造をもっていれば、テーマは異なってもヴィネット方式は適用可能であるということがいえるのである。

IV 年金給付額とヴィネット方式の調査

ここで妥当な年金給付額の問題に立ちかえてみると、この問題の構造はヴィネット調査に適した形をもつことがわかる。すなわち、年金給付額は現行制度では³⁾主として従前所得(平均標準報酬月額)と加入年数によって決まるが、他に考慮すべき要因として住居形態、子どもによる扶養、地域等の要因も挙げることができる。すなわち、年金給付額については、さまざまな要因が同時に関連をもつのである。これまでの調査ではこれらの要因を同時に分析することはできなかった。だが、ヴィネット調査は、これらの要因を自由に組み合わせることによ

表3 年金給付額に影響を与える要因

	個人	全体	現在考慮されない要因
負担	標準報酬月額 加入期間	被用者と自営業	保険料率
必要	基礎年金 加給年金 保険料免除 在職老齢厚生年金	物価スライド 支給開始年齢	被扶養者か 資産(家屋・金融 資産) 地域 年齢 共稼ぎ

って、どの要因が重要かということを分析することが可能である。また、年金のような個人にとって大きな利害のある問題を、自分自身への給付として回答した場合、どうしてもより多く給付してほしいという形でバイアスがかかると考えられるが、先に述べたようにヴィネットを用いることによって、架空の他者に関して判断を下すことで、そのようなバイアスが一応排除できると考えられるのである。

ところで、ヴィネット調査においては、ヴィネットに組み込む変数(個人・世帯の属性)の選択が重要である。適正な年金額の調査においては、個人の多くの属性に応じてどのように年金額が決まるのか(あるいは決まらなければならないのか)を知ることが目標であり、それに適したヴィネットを構成する必要がある。

現行制度において年金額を決める要因は2つある。ひとつの要因は、それまでどれだけの保険料負担をしてきたか、ということである。保険料に関しては、まず被用者と自営業者の間に大きな違いがあり、自営業者は定額保険料で所得比例部分はないのに対して、被用者の場合は、所得比例部分が存在する。さらに、負担ということでは、加入年数によって給付水準は変わってくる。もうひとつの要因は、退職後生活を維持していくためにどれだけの金額が必要かということである。年金を完全に保険料負担に比例させるのではなく、基礎年金のような定額部分を作ることをはじめとして、扶養家族がいる人への加給年金・物価スライド・保険料免除・在職老齢厚生年金・支給開始年齢等が必要を考慮するものといえる。さらに、現行制度では含まれない要因も、年金額に反映されるべきだと考えられるかもしれない。よって、以下で、各変数について、検討を加えていこう。

1. ヴィネットの単位

厚生省の示すモデル年金は夫がサラリーマンで、妻が専業主婦という夫婦が単位となっている。ここで問題と

なるのは、ヴィネットを作る場合、個人と夫婦のどちらを単位にすべきかということである。夫婦を単位とした場合は、2人分の特性を示して答えてもらうことになり、合計した年金額が、どちらの特性によって決まったのかを区別しにくくなる。また、夫婦を単位にして聞くと、生活の必要が過大に評価される可能性がある。つまり共稼ぎでも主婦でも、老後の生活費はそれほど変わらないために、妻の所得水準が考慮されなくなる可能性がある。

他方、個人を単位とする場合、妻への年金額を引いた額が示されるが、通常は夫婦合計額で年金を考えているとすると、回答者にとって過少に感じられる恐れがある。

2. 負担

平均標準報酬月額と加入期間 年金額はきわめて単純化すれば、

(年金額) = $\{a + b(\text{平均標準報酬月額})\} \times (\text{加入期間})$ で表せる。ここからわかるように、平均標準報酬月額は、年金額に完全に反映するわけではなく、加入期間が同じなら所得に関係なく同額の部分が存在する(基礎年金)。だが、加入期間は、年金額に直接的に反映する。特に基礎年金は加入期間25年を満たさないと給付されず、それにとまって厚生年金ももらえなくなる。

ここでの問題は、平均標準報酬月額がどのように年金額に影響を与えるべきかということと、最低保障は現状でいいのか、ということ、給付が加入期間に比例的でいいのかということである。たとえば、加入期間については、一定期間以下は一律一定期間とみなして給付するということも考えられる⁴⁾。

自営業者と被用者 国民年金加入者と厚生年金加入者とは、同じ所得でも、現状では年金給付額は著しく違う。そこで、自営業者の強制加入の所得比例年金を創設すべきか、という問題が出てくる。だが、ヴィネットを示すだけでそういう判断を回答者がするかどうかは疑問である。回答者は、自営業者と被用者を特に区別せずに、年金額を判断するかもしれない。自営業者と被用者という変数を入れるのであれば、それぞれが違う制度になっているということを明確に示しておかなければならない。このように考えると、この問題については別の項目で質問すべきであろう。

保険料率 保険料率をヴィネットに入れた場合、回答者はその率で総計どのくらいの保険料を支払うことになるのかの計算をして、これと年金額とを比較しなければならない。しかし、回答者がそれを行うのは困難である(一定の年金をもらうのにどの程度の保険料率が妥当か、

見当をつけにくい)。また、現行制度においても、保険料の支払いと、受け取る額が正確に対応しているわけではなく、世代間所得移転の側面があり、分析する側としても、保険料率と給付額をどう結びつけるべきかに関して問題を抱えている。よって、他の制度的問題とともに、保険料率については別項目で質問したほうがよいと考えられる。

3. 必 要

ここでは、現行制度において、必要を考慮していると考えられる部分と、現行制度では、考慮されていないが、重要と思われる要因の両者について考えていこう。

基礎年金 基礎年金は加入期間が同じであれば給付額は一定であり、老後の必要を考えたものと考えることができる。これについて、ヴィネット調査においてはたとえば従前所得が最低限のときの給付額によって判断することができる。

加給年金 被扶養配偶者および扶養する子どもの数によって、現行制度では加給年金が給付されるが、これも必要を考慮した給付である。これについてはヴィネットに該当する変数を入れておくことにより、妻や子どもが1人増えることにより、どの程度年金額を増やすべきかを聞くことができる。

保険料免除 現行制度では、保険料免除の月数は給付額の計算にあたっては3分の1にカウントされる。つまり、この部分は、負担のない給付がなされるのだが、その額はどの程度が妥当かを調べることができる。

在職老齢厚生年金 65歳までの在職老齢厚生年金は、ある額以下の稼得所得の場合、減額されて支給される。まず、減額の程度はどの程度が望ましいのか、あるいは減額しなくていいのか、という問題がある。また、65歳以上は在職者でも年金は全額支給されるが、ここでも減額すべきか、その割合はどの程度か、が問題となる。

物価スライド 物価スライドは、全体について一律引き上げるわけだから、ヴィネット方式のように個人単位で聞くより、制度自体についての質問として、別項目で聞くべきであろう。

支給開始年齢 支給開始年齢も、制度全体にかかわる問題である。ヴィネットに年齢を入れても、ある年齢以下は0円と答えない限りは、判断ができない。よって、これも別項目での質問にするべきである。

子どもに扶養されているか 子どもに扶養され同居しているかどうかは生活の必要に大きく影響してくる。現状では、これは年金給付額には影響しないが、このような

項目を入れれば、子どもに扶養されている人は少なくなくてよい、という結果が出ると予想される。その場合、扶養されていない人にどの程度の付加給付を行うべきかが、分析の対象となる。

資産 資産の有無で老後の生活は大きく変わる。資産としては大きく分ければ家屋などの不動産と、貯蓄・株・私的年金などの金融資産があり、また借金（住宅ローンなど）も負の資産と考えられる。これらの資産によって、給付額を変えるべきかどうかを調べる必要がある。ただし、資産を考慮する場合、制度的な実現の面で、資産調査など難しい問題を含んでいる。

地域 現状では考慮されていないが、居住地域が大都市か否かで住居費を含めて生活費が違ってくる。そこで、これを年金給付にあたって考慮するかどうかの問題になる。

年齢 現状では、年齢は給付額に関係しない。だが、高齢化すればそれだけ健康を損なうなどして、生活費がかさむことが予想される。そこで、年齢が増すごとに給付額も増やすべきかということが問題になる。

共稼ぎ 生活費という点からみれば、夫だけ働いていた場合も共稼ぎの場合も、引退すれば大きな違いはない。そこで、配偶者が働いていた場合には、現行制度より給付額を下げよということになる可能性がある。

以上、ヴィネットに入れるべき変数を検討してきたが、これらすべてをヴィネットに入れることはできない。あまりに複雑なヴィネットでは、調査対象者が適切な判断を下すことができなくなるからである。そこで、変数の取捨選択が必要となる。すなわち、重要な項目については取り入れ、他の変数については、明示しないか、あるいは、一定の値にコントロールするという形になる。

V 調査の実施

本プロジェクトでは、ここまでの検討内容をふまえて、『老齢年金の給付額についての意識調査』を行った。以下では、その結果に基づいて話をすすめていこう。本調査の前に、2回のプリテストを行ったが、そこである程度問題が明らかになった。すなわち、1回目のプリテストでは、居住地域・年齢・加入年数を含めたものを用いたが、これでは変数の数が多すぎて、回答者に混乱をきたしてしまった。特に、加入年数は、従前所得と同時に考慮しなくてはならないため、きわめて混乱を招きやすいことがわかった。そこで、上記の3つの変数は本調

表 5 適正な年金額の判定の重回帰分析 (非標準化回帰係数)

	世帯パターン			
	独身男性	寡婦	共稼ぎ夫婦	片稼ぎ夫婦
年金月額(万円)	0.178476**	0.201924**	0.105316**	0.140950**
夫の平均標準報酬月額(万円)	-0.0259523**	-0.0185073**	-0.0144104**	-0.0257522**
妻の平均標準報酬月額(万円)	—	—	-0.0100318**	—
持ち家の有無	.205610**	.365469**	.445855**	.330842**
子による扶養	—	.261532**	.147547*	.123162*
定数項	-2.700994**	-3.253600**	-2.562491**	-2.752087**
r^2	.40757	.37602	.47274	.42905

** 1%水準で有意 * 5%水準で有意

表 6 適正な年金額の判定の重回帰分析 (標準化回帰係数)

	世帯パターン			
	独身男性	寡婦	共稼ぎ夫婦	片稼ぎ夫婦
年金月額(万円)	.584811**	.574016**	.641089**	.592906**
夫の平均標準報酬月額(万円)	-.264340**	-.173359**	-.123202**	-.223002**
妻の平均標準報酬月額(万円)	—	—	-.082817**	—
持ち家の有無	.067203**	.121455**	.136836**	.103602**
子による扶養	—	.086213**	.045455*	.038584*
r^2	.40757	.37602	.47274	.42905

** 1%水準で有意 * 5%水準で有意

ターンにおいても年金月額が最も大きくなっているが、これは、被説明変数が年金額が多いか少ないかの判定であるので、当然の結果である。つまり、他の条件が等しければ、年金額が多いほど「多い」と判定するということである。次に効果が大きいのは共稼ぎ世帯を除いては、夫の従前所得である。これは人々が年金と過去の所得とを強く結びつけて考えていることの証左ということができよう。もっとも、その関係を負担と給付を対応づけるべきだという保険原理から重視するのか、それとも過去の生活水準を維持するためという意味での「必要」の視点からみているのかはこの分析だけでは識別できない。共稼ぎ世帯については、夫の所得とともに妻の所得も考慮されるので所得の効果が分割されること、また必要を考えた場合2人分の年金では多すぎるという判断がなされることなどにより、比較的小さくなっているものと考えられる。さらに大きい順に持ち家・子どもによる扶養となるわけであるが、ここで注目すべき点は、寡婦世帯における「子どもによる扶養」の効果の相対的な強さである。これは、寡婦が子どもに依存する部分が大い点を考慮して、扶養されていない場合の年金額の増加を調査対象者が望んでいる結果とみることができる。

VII 適正な年金額の推計

以上の重回帰分析の結果をもとに、Jasso と Rossi が公正な所得分配を推計した方法にならって、適正な年金額を推計してみよう。例として共稼ぎ夫婦のケースを取り上げる。共稼ぎ夫婦の場合の重回帰方程式は、

$$Y = -2.562491 + 0.105316 \times X_1 - 0.0144104 \times X_2 \\ - 0.0100318 \times X_3 + 0.445855 \times X_4 + 0.147547 \times X_5$$

ただし、

Y: 年金の適正さの判定

X_1 : 年金月額 (万円)

X_2 : 夫の平均標準報酬月額 (万円)

X_3 : 妻の平均標準報酬月額 (万円)

X_4 : 持ち家の有無のダミー変数 (あり: 1, なし: 0)

X_5 : 子どもによる扶養のダミー変数 (されている: 1, されていない: 0)

となる。

適正な年金額の場合には、 $Y=0$ となるはずである。よって、 $Y=0$ とおき X_1 (年金月額) について解くと、

$$X_1 = \frac{2.562491}{0.105316} + \frac{0.0144104}{0.105316} \times X_2 + \frac{0.0100318}{0.105316} \times X_3$$

表 7 独身男性の所得別適正な年金額

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家あり	151,449	157,265	163,082	168,898	174,714	180,531	186,347	192,163	197,980
持ち家なし	162,969	168,786	174,602	180,418	186,235	192,051	197,867	203,684	209,500
現行制度	83,796	96,444	109,092	121,740	134,388	147,036	159,684	172,332	184,980

表 8 寡婦の所得別適正な年金額

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家・扶養あり	137,411	141,077	144,743	148,410	152,076	155,742	159,408	163,074	166,741
持ち家あり	150,363	154,029	157,695	161,362	165,028	168,694	172,360	176,026	179,693
扶養あり	155,510	159,177	162,843	166,509	170,175	173,841	177,507	181,174	184,840
両方なし	168,462	172,129	175,795	179,461	183,127	186,793	190,459	194,126	197,792
現行制度	77,472	86,958	96,444	105,930	115,416	124,902	134,388	143,874	153,360

表 9 共稼ぎ夫婦の所得別適正な年金額 (妻の所得20万円の場合)

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家・扶養あり	216,967	222,440	227,914	233,387	238,860	244,333	249,806	255,280	260,753
持ち家あり	230,977	236,450	241,924	247,397	252,870	258,343	263,816	269,290	274,763
扶養あり	259,302	264,775	270,249	275,722	281,195	286,668	292,141	297,615	303,088
両方なし	273,312	278,785	284,259	289,732	295,205	300,678	306,151	311,625	317,098
現行制度	205,536	218,184	230,832	243,480	256,128	268,776	281,424	294,072	306,720

表 10 片稼ぎ夫婦の所得別適正な年金額

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家・扶養あり	177,659	184,967	192,275	199,583	206,892	214,200	221,508	228,816	236,124
持ち家あり	186,397	193,705	201,013	208,321	215,629	222,938	230,246	237,554	244,862
扶養あり	201,131	208,439	215,747	223,056	230,364	237,672	244,980	252,288	259,597
両方なし	209,869	217,177	224,485	231,794	239,102	246,410	253,718	261,026	268,335
現行制度	142,296	154,944	167,592	180,240	192,888	205,536	218,184	230,832	243,480

$$-\frac{0.445855}{0.105316} \times X_4 - \frac{0.147547}{0.105316} \times X_5$$

となり、この式の右辺に、各変数の値を代入すれば、そのような特性をもつ世帯に対して適正な年金額がいくらかを推計することができる。他の世帯パターンについても同様にして適正な年金額の推計式を導出することができる。

さて、このようにして得られた推計式にさまざまな変数値を代入して推定値を出したものが、表7～表10であり、これをグラフにしたものが、図2～図5である。横軸には夫の平均標準報酬月額、縦軸には適正な年金額をとってある。夫の平均標準報酬月額を8万円から40万円に変化させたときの適正な年金額を、持ち家があり子に扶養されている場合、持ち家がなく子に扶養されている場合、持ち家があり子に扶養されていない場合、持ち家

もなく子に扶養もされていない場合について、グラフを表示した。ただし、共稼ぎ夫婦の場合は妻の所得を20万円で固定した。

この結果から、次の点を指摘できよう。まず、いずれの世帯パターンにおいても、最低限（つまり標準報酬月額の下限である8万円のととき）の年金額は現行制度よりも高く、特に独身男性・寡婦という独身者の場合にはその幅が大きい。つまり、40年加入の場合であれば、1人で暮らしていく場合の最低限の生活水準を確保せよ、という意見が読み取れる。次に、現行制度に比べると、グラフの傾きが緩やかである。すなわち、所得に対して年金額を比例させる程度はより緩やかでいい、言い換えれば、より平準化した年金の分配が望ましいとしていることがわかる。さらに、共稼ぎ夫婦の場合には、特に夫の所得が多いケースでは、年金額が現行制度より少なくて

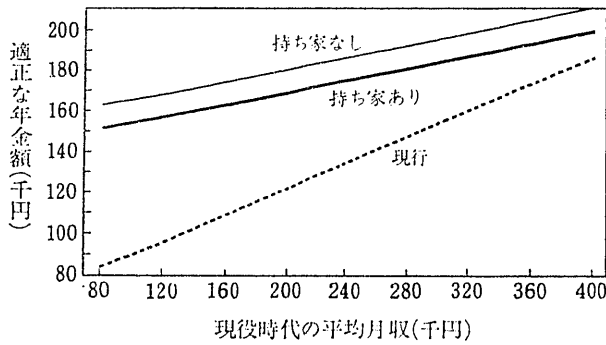


図2 独身男性の適正な年金額

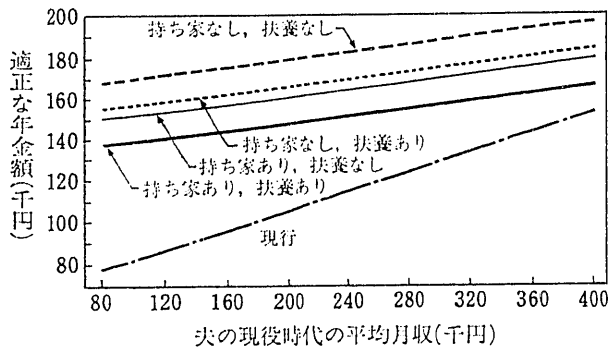


図3 寡婦の適正な年金額

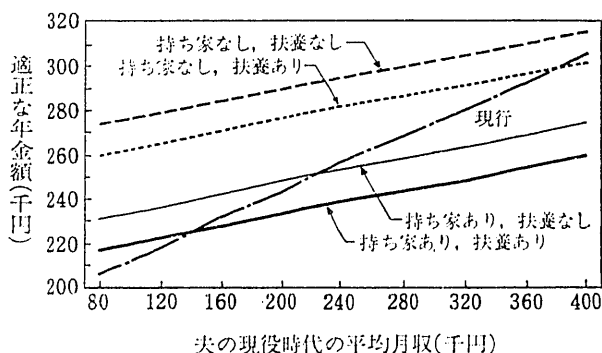
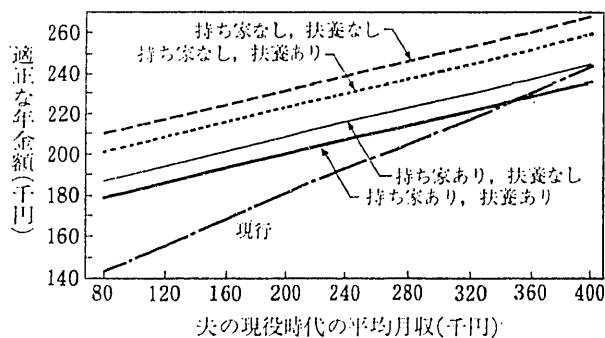
図4 共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(妻の所得20万円の場合)

図5 片稼ぎ夫婦の適正な年金額

いいという場合もある(持ち家がある場合)。現行制度では考慮されていない、持ち家の有無・子による扶養によっても適正な年金額は相当変わっている。特に持ち家の有無については、かなりの年金額の差となって現れている。これはひとつには調査対象者が東京都に限られていたため、厳しい住宅事情が回答に反映したものと考えることもできるが、「必要」の側面を重視した結果が出ているという点では注目に値しよう。そして、これらの結果は、重回帰分析の決定係数が比較的高かったことからわかるように、社会の成員にかなりの程度で共有されていると考えてよいと思われる。

VIII 最後 に

以上から、老齢年金給付額について、社会的には現行制度より「必要」を重視した給付が望まれていることがわかった。すなわち、従前所得が低かった人でも最低1人で暮らしていける程度の年金額を確保し、また所得比例部分の傾きは現行制度ほど大きくする必要はないということである。この結果は、アメリカにおける所得分配の調査において、より平準的な所得分配が望まれたことと一致している。また、このような平等主義的な理念が社会的にかなりの程度共有されているということも、ある程度常識と合致しており、それらの点から、この調査が妥当性をもつものと考えることができる。

ただし、この調査では保険料負担の側面を十分に取り込むことができなかった。そのため、一定の財源の制約の下で給付額をどのように決定したらいいのかというような政策と直結する問題に、この調査のみで解答を与えることは難しい。そのためには、保険料支払額と給付額との対応関係についての新たな調査を準備する必要があるだろう。

しかしながら、現行制度より最低水準保障の側面を強くし、また再分配的な性格をもった制度が望まれているということから、次のような政策的方向性を考えることはできよう。すなわち、収入面では、たとえば、税による負担割合を大きくすること(特に基礎年金部分に関して)、標準報酬月額の上限を上げる、もしくは撤廃すること、(実現可能性は低い)保険料率の累進制を導入すること等が考えられる。また給付面では、基礎年金の部分を増額し、平均標準報酬月額に対する乗率を小さくすること等が考えられる。もちろん、これらの方策をこの調査の結果がそのまま正当化するものではないが、高齢化の進展のなかで制度の修正を行う際のプライオリテ

ィーについて、ひとつの可能性を示すものとして意味があるといえよう。

* 本プロジェクトの調査については、財団法人年金研究総合センターの「年金制度研究開発助成金」による御援助をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

注

- 1) 厚生省人口問題研究所の平成3年6月の中位推計による(厚生省人口問題研究所 1991)。
- 2) 分配の公正の問題に関しては拙稿(織田 1990)も参照していただきたい。
- 3) ここでいう「現行制度」とは、調査実施時点、すなわち平成3年度におけるわが国の公的な年金制度のことを指している。
- 4) 障害厚生年金は最低300ヵ月と見なし、遺族基礎年金と障害基礎年金はどちらも一律給付である。これらは、必要の側面をより重視したものと考えられるが、老齢年金の場合は必要はどの程度まで考慮されるべきかということが問題である。

参考文献

- Hamilton, V.L. & Rytina, S., (1980), "Social consensus on norms of justice: should the punishment fit the crime?" *American Journal of Sociology*, 85(5): 1117-1144.
- Hermkens, P.L.J., (1986), "Fairness judgements of the distribution of incomes," *The Netherlands' Journal of Sociology*, 22(1): 61-71.
- Jasso, G., (1978), "On the justice of earnings: a new specification of the justice evaluation function," *American Journal of Sociology*, 83(6): 1398-1419.
- Jasso, G., (1980), "A new theory of distributive justice," *American Sociological Review*, 45: 3-32.
- Jasso, G. & Rossi, P.H., (1977), "Distributive justice and earned income," *American Sociological Review*, 42: 639-651.
- 厚生省年金局 (1983) 『「21世紀の年金」に関する有識者調査結果』。
- 厚生省人口問題研究所(編) (1991) 『日本の将来推計人口』, 厚生統計協会。
- 内閣総理大臣官房広報室(編) (1975・1976) 『全国世論調査の現況』昭和49年度版・50年度版, 大蔵省印刷局。
- 内閣総理大臣官房広報室(編) (1977~1988) 『世論調査年報』昭和51年度版~昭和62年度版。
- 内閣総理大臣官房広報室 (1981) 『年金問題・高齢化問題に関する世論調査』。
- 織田輝哉 (1990) 「社会的資源の分配メカニズム」『季刊・社会保障研究』26(2): 176-190。
- Schaeffer, N.C., (1990), "Principles of justice in judgements about child support," *Social Forces*, 69(1): 157-179.
- Shepelak, J.N. & Alwin, D.F., (1986), "Beliefs about inequality and perceptions of distributive justice," *American Sociological Review*, 51: 30-46.

(おだ・てるや 社会保障研究所研究員)